

# 広島・青目寺の平安彫刻——備後国府の山寺の仏像——

濱田恒志

## はじめに

広島県府中市本山町に所在する青目寺には、平安時代の作である五軀の仏像、すなわち日光・月光菩薩とされる二尊一対の菩薩立像（本稿ではそれぞれを左脇侍像・右脇侍像と呼称）（図1・2）、聖觀音菩薩とされる独尊の菩薩立像（図3）、持国天・多聞天とされる二尊一対の天王立像（図4・5）が伝わっている。とりわけ日光・月光菩薩立像は広島県内に伝来する平安前期彫刻としてたいへん高い造形水準を示し、また他の三像も広島における貴重な古像に違いなく、比較的早い段階で文化財的価値が認められ、広島県重要文化財に指定されている。

青目寺の諸像が貴重な理由は、平安期の古像であることだけではない。青目寺の現所在地は府中市市街地の北方に聳える亀ヶ岳（標高五三九・一メートル）の中腹にあたり、かつては山頂付近に所在する「七ッ池」の周辺を中心に伽藍が展開していたとみられている（図6）。そして現在の寺地から一望できる市街地は、古代に備後国が置かれた領域とされている。つまり青目寺は、備後国府の北方の山上からそこを見渡すように建立された山林寺院なのであり、諸像は備後国府のための山寺の仏像だったと考えられるのだ。<sup>(2)</sup>こうした意味を有する点でも、諸像の存在は重要なと考えられる。

青目寺の重要性は当地では早くから知られており、文献調査や発掘調査が重ねられてきたが、これまで諸像については、青目寺の歴史を検討する中で触れられるか、

図版解説による紹介があつた。<sup>(3)</sup>先般、本稿筆者はこれら五軀を調査する機会に恵まれた。<sup>(4)</sup>本稿では、まずこのたびの調査にて得た基礎データを紹介し、彫刻史研究の一助とすることを期したい。さらに諸像の造形的特徴や制作年代について寺史に沿しながら検討し、ひいてはかつての青目寺が有した性格に及びたい。

## 一、諸像の概要

### （一）日光・月光菩薩立像 二軀

【法量（単位はセンチメートル、以下同じ）】  
〈左脇侍像〉

全高（台座含む） 一〇一・五

〈本体〉

|        |         |       |         |      |      |
|--------|---------|-------|---------|------|------|
| 像高     | 八六・三    | 髪際高   | 七六・一    | 項一頸  | 二〇・一 |
| 面長     | 九・九     | 面幅    | 一〇・一    | 耳張   | 一二・七 |
| 面奥     | 一四・三    | 胸奥（左） | 一二・八（右） | 一三・二 |      |
| 腹奥     | 一四・七    | 肘張    | 二七・五    | 腋下張  | 一六・二 |
| 裙裾張    | 二四・五    | 天衣裾張  | 三二・一    |      |      |
| 足先開（外） | 一六・三（内） | 七・四   |         |      |      |

〈右脇侍像〉

全高（台座含む）一〇三・五

〈本体〉

|        |         |       |         |      |      |
|--------|---------|-------|---------|------|------|
| 像高     | 八七・五    | 髪際高   | 七七・三    | 項—顎  | 二〇・一 |
| 面長     | 九・九     | 面幅    | 九・九     | 耳張   | 一三・一 |
| 面奥     | 一五・〇    | 胸奥（左） | 一四・七（右） | 一四・五 |      |
| 腹奥     | 一五・二    | 肘張    | 二八・四    | 腋下張  | 一六・八 |
| 裙裾張    | 二五・二    | 天衣裾張  | 三一・二    |      |      |
| 足先開（外） | 一七・五（内） | 八・六   |         |      |      |

【形状】

〈左脇侍像〉

頭上に大ぶりの垂髪を結う。正面中央に方形の飾りないし元結をあらわし、輪状の髪束五束を後方に垂らす（中央に一束、左右に各二束）。天冠帯は下から紐一条、列弁。鬢髪一条が耳を亘る。髪は天冠台上及び天冠台下の両耳より前は疎ら彫り、後ろは平彫り。耳朶環状貫通。頸に一条の括りをあらわす。鼻孔を穿つ。三道相。腹部に二条の括りをあらわす。条帛（末端ひとつを正面中央に垂らす）、天衣、裙（折り返しつき、正面中央で右前に打ち合わせる）を着ける。

正面を向き、左手は屈臂し掌を背面に向けて第一・三・四指を捻じて第二・五指を伸ばし、右手は垂下し掌を正面に向けて左手と同様に捻じ、腰を左に捻り、右膝を弛めて右足を少し踏み出して立つ。

〈右脇侍像〉

髪は上元結無文帶、下元結無文帶とし、髪束九束を後方へ垂らす。天冠台は下から紐二条、列弁。鬢髪三条が耳を亘る。条帛（正面左胸下辺りで両末端を垂らす）、天衣、裙（折り返しつき、正面中央で左前に打ち合わせる）を着ける。

左手は垂下し掌を正面に向けて第一～四指を捻じ第五指を伸ばし、右手は屈臂して掌を内に向けて全指を握り、腰を右に捻り、左膝を弛めて左足を少し踏み出して立つ。他は左脇侍像に準ずる。

【構造】

〈左脇侍像〉

一木造り。頭体幹部針葉樹一材製（カヤか）。内剃りなし。木心は像右斜後方へ外す。像底に丸枘一本を設ける。左肘先、右手首先は別材製。修理前写真によれば、右肩で矧ぐか、割り矧ぐようであり、また左手の肩から上膊にかけて外側に薄材一枚を矧ぐようである。両足先、天衣遊離部、各別材製。

表面は、天冠台上及び天冠台下の両耳より前の髪を白下地とし、後ろは錆下地とする。面部及び体部は錆下地漆箔としたか（一部に金箔が残る）。

〈右脇侍像〉

木心は像左斜後方へ外す。左手首先、右肘先は別材製。修理前写真によれば、左肩で矧ぐか、割り矧ぐようである。表面は、天冠台上の髪を彩色とする。元結赤褐色、髪は緑に青を重ねるか。他は錆下地とする。他は左脇侍像に準ずる。

【保存状態】

〈左脇侍像〉

左肘先、右手首先、後補。両足先、天衣遊離部は昭和三十六年（一九六一）度修理の新補か。台座（木製）は昭和三十六年度修理の新補。

〈右脇侍像〉

左手首先、右肘先、後補。右肩から右腰脇にかけての天衣遊離部、後補か。左足紐二条、列弁。鬢髪三条が耳を亘る。条帛（正面左胸下辺りで両末端を垂らす）、天衣、裙（折り返しつき、正面中央で左前に打ち合わせる）を着ける。

## (二) 聖觀音菩薩立像 一軀

## 【法量】

全高(台座・光背含む) 一四六・五

## 〈本体〉

|     |       |        |         |      |      |
|-----|-------|--------|---------|------|------|
| 像高  | 一一七・五 | 髪際高    | 一〇一・〇   | 項—頸  | 二八・〇 |
| 面長  | 一三・五  | 面幅     | 一一・四    | 耳張   | 一四・五 |
| 面奥  | 一六・五  | 胸奥(左)  | 一六・九(右) | 一七・五 |      |
| 腹奥  | 一九・三  | 肘張     | 四一・三    | 腋下張  | 二〇・二 |
| 裙裾張 | 二八・五  | 足先開(外) | 二三・五(内) | 一一・九 |      |

## 【形状】

垂髪を結う。上元結紐一条、下元結紐一条。髪の髪束は頂に一束、その下の側背面に輪状の髪束五束をあらわす。天冠台は下から紐一条、列弁。髪は疎ら彫り、それ以外の髪は平彫り。白毫相。耳朶環状、貫通しない。鼻孔は穿たない。頸に一条の括りをあらわす。三道相。条帛、天衣、裙(折り返しつき、正面中央で右前に打ち合わせる)、腰布を着ける。

正面を向き、左手は垂下し掌を正面に向けて全指を伸ばし、右手は屈臂して掌を内に向けて持物(未敷蓮華)を執り、腰を左に捻り、右膝を少し緩めて右足を少し踏み出して立つ。

## 【構造】

一本造り。頭体幹部針葉樹一材製(ヒノキか)。木心は像中央に籠める。背面から内剃りし、背板をあてる。白毫別材嵌入。両肩から先、両足先、天衣垂下部、各別材製。表面は、現状の大半は古色を呈する。

## 【保存状態】

両肩から先、両足先、天衣垂下部、持物(木製)、光背(木製)後補。本体表面の古色、白毫(水晶嵌入)、台座(木製)は昭和四十四年(一九六九)度修理の新補。

## 【法量】

全高(台座・光背含む) 一四八・〇

## 〈本体〉

|     |         |        |      |       |      |      |
|-----|---------|--------|------|-------|------|------|
| 像高  | (頭頂—左足) | 一一七・五  | 髪際高  | 一〇一・五 | 項—頸  | 二六・〇 |
| 面長  | 一一・〇    | 面幅     | 一一・〇 | 耳張    | 一三・八 |      |
| 面奥  | 一五・九    | 胸奥     | 一八・二 | 腹奥    | 二〇・五 |      |
| 肘張  | 六一・三    | 腋下張    | 二一・五 | 袖裾張   | 六一・六 |      |
| 裙裾張 | 三〇・八    | 足先開(外) | 三一・三 |       |      |      |

## 〔伝多聞天(右方像)〕

全高(台座・光背含む) 一五〇・〇(参考:載先から台座底まで一五九・〇)

## 〈本体〉

|     |       |        |       |     |      |
|-----|-------|--------|-------|-----|------|
| 像高  | 一一七・八 | 髪際高    | 一〇一・〇 | 項—頸 | 三〇・〇 |
| 面長  | 一三・三  | 面幅     | 一二・〇  | 耳張  | 一六・〇 |
| 面奥  | 一七・四  | 胸奥     | 一九・八  | 腹奥  | 二一・五 |
| 肘張  | 五九・八  | 腋下張    | 三〇・八  |     |      |
| 裙裾張 | 三六・五  | 足先開(外) | 三三・一  |     |      |

## 【形状】

### 〈伝持国天〉

垂髪を結う。上元結紐一条、下元結紐一条。髪の髪束は、頂に一束、その下の側背面に輪状の髪束五束をあらわす。天冠台は無文帯。髪は疎ら彫り、それ以外の髪は平彫り。瞼目、開口する。大袖衣、鰐袖衣、裙、袴をまとい、着甲（襟甲、肩甲、胸甲、下甲、表甲、前楯、籠手、脚絆）し、甲締具と腰帯で締める。腰帯の左右に天衣をからめる。背皮は着けない。沓を履く。

わずかに左斜前を向き、左手は屈臂し掌を腰に添えて全指を伸ばし、右手は屈臂し掌を頭の位置に振り上げて全指を曲げて持物（刀）を執り、腰を左に捻り、右膝を曲げて右足を側方に踏み出して立つ。

### 〈伝多聞天〉

閉口する。天衣は左肩にかけたのち腰帯の左右にからめる。大袖の端を括る。わずかに右斜前を向き、左手は屈臂して掌を仰いで全指を軽く曲げて宝塔を捧げ、右手は屈臂し掌を頭の位置に振り上げて全指を曲げて持物（戟）を執り、腰を右に捻り、左膝を曲げて左足を側方に踏み出して立つ。他は伝持国天に準ずる。

## 【構造】

### 〈伝持国天〉

一本造り。頭体幹部針葉樹一材製（ヒノキか）。木心は像内に籠めるか。背面より内剃りし、背板をあてる。両肩から先、天衣垂下部、別材製。昭和四十三年（一九六八）の修理設計書によれば左右両体側部に別材を矧いでいるらしい。背面腰部に光背の柄の受けを設ける。表面は裙に赤を認める。現状の大半は古色を呈する。

### 〈伝多聞天〉

修理設計書には両体側部に関する記述は無い。他は伝持国天に準ずる。

## 【保存状態】

### 〈伝持国天〉

両肩から先、天衣垂下部、背面の光背受け部、光背（木製）、台座（木製）、以上後補。表面の古色は昭和四十四年（一九六九）度修理の新補。持物（木製）も新補か。面部は昭和の修理の際に大幅に補修されたようである。

### 〈伝多聞天〉

面部の補修は軽微である。他は伝持国天に準ずる。

## 二、青目寺の寺史と諸像の来歴

### （一）寺伝・文献史料

青目寺の来歴については、文化元年（一八〇四）の『西備名区』や同六年（一八〇九）の『福山志料』といった近世地誌類に概略が収録されているが、それを遡る縁起類が藤木英太郎氏によって紹介されている。一つは建仁三年（一一〇三）に書かれたとされる「岩谷山青目寺再建縁起」であり、もう一つは寛保三年（一七四三）に書かれた「岩谷山青目寺由緒抄録」で、藤木氏はこれが近世地誌類の原拠となつたと指摘している。<sup>⑦</sup>

これらの寺伝によれば、青目寺の沿革は以下の通りである。まずその草創は、弘仁四年（八一三）、この地に巡錫した青目上人が小字を勧進したことにあるといい、そこに寺地が定められたのは、延暦寺が王城鎮護のために平安京の艮（北東）の位置にあることに倣って備後國府の艮の位置を選んだためだという。現在の青目寺は真言宗に属するが、もともとは天台寺院であったようだ。

延喜三年（九〇三）になると、東、西、北、奥之坊といった諸堂宇が建立され、大規模な伽藍を構成するに至り、その後は山腹にも十一箇寺を構えたという。ところが天慶七年（九四四）、火災のために山上の伽藍が悉く灰燼に帰してしまっ

たという。長久四年（一〇四三）に再建されるも、その後もたびたび火災に遭ったといい、以後、寺運の隆盛と衰退を繰り返したとされる。「由緒抄録」によれば、慶長年中（一五九六～一六一五）から諸寺が荒廃し、寛保三年（一七四三）、地域の人々によって中腹の一堂が修築され、諸堂宇の仏像をそこに集約したという。現在の青目寺は、おそらく直接はこれに由来するのであろう。以下本稿では、山上伽藍を中心として辺り一帯に展開したかつての青目寺を原青目寺、中腹に営まれる現在の青目寺を現青目寺と呼称する。

## （二）発掘調査の成果

寺伝によれば、原青目寺は亀ヶ岳の山頂付近から中腹にかけて、大規模な伽藍や諸坊を擁したとされるが、このことは発掘調査からも裏付けられている。

山頂から少し西に降ったところにある「七ツ池」の周辺には、建造物の建築に伴ういくつかの造成跡（平坦地）が分布しており、それらは北御堂・中御堂・西御堂・東御堂・南御堂と通称されている。この領域が、寛保三年に諸像が中腹（おそらく現在地）に集約される以前の、原青目寺の中心伽藍だったと考えられている。昭和十五年（一九四〇）二月二十三日に「青目寺跡」として県史跡に指定され、昭和四十一年（一九六六）に本格的な調査が入り、石積遺構や礎石類が確認された。<sup>(8)</sup>以来、近年に至るまで断続的に調査され、平安時代前半と推定される陶磁器片が多く確認されたうえ、南御堂地区からは龍泉窯青磁の小碗や花瓶も出土した。このため山上伽藍が古代だけでなく南北朝時代頃に至るまで機能していた可能性が指摘されている。一方、寛保三年以降に諸像を伝えてきた現青目寺の境内地周辺には、正応五年（一二九二）銘の五層石塔婆（県重要文化財）など中世の石造文化財が存在することがかねてより知られていたほか、近年、奈良時代と推定される平瓦片が新たに出土し、そのため現境内地の成立年代も古代に遡り、山上伽藍と中腹の現青目寺が古くから並存していた可能性が指摘されている。<sup>(9)</sup>以上のような成果から、原青目寺は

古代から中世に至るまで、亀ヶ岳の山上伽藍のみならず山麓一帯に、その信仰圏を有していたと考えられる。

なお原青目寺の寺地については、さらに興味深い説が古くからある。それは山上に展開する伽藍跡の一部が、『続日本紀』養老三年（七一九）十二月十五日条に「備後国安那郡の茨城と葦田郡の常城とを停む。」とある常城に相当するという説だ。これは亀ヶ岳の急峻な地形に加え、その東側斜面一帯が福山市（旧芦品郡）新市町大字「常」という地名であることなどが根拠とされている。<sup>(10)</sup>検討の余地は大きいが、この説が正しければ、原青目寺は山城の旧地を転用して成立した可能性が認められるだろう。

## （三）諸像の来歴

現青目寺に伝わる平安彫刻五軀は、先述したように寛保三年、諸堂宇の仏像が集約されたという、その像に相当するのであろう。縁起類や近世地誌類には、それ以上のこととは記されない。史料上は、近代の『蘆品郡志』青目寺条において、「其他古仏像多し」と記されるのがこれに当たるかと思われるくらいである。

平安期の諸像について、文化財的価値が広く認められ始めたのは戦後になってからようである。昭和三十年（一九五五）三月二十五日付で発行された『青目寺と本山』には日光・月光菩薩立像について、氏名は明記されないが「専門家」の調査により価値が高いとされたことや、県の重要文化財の指定を申請中である旨が記されている。また、さほど隔たらない時期に倉田文作氏や久野健氏が青目寺像に接しているようである。<sup>(11)</sup>

日光・月光菩薩立像は、昭和三十年三月三十日付で広島県重要文化財に指定された。両像は当時、現青目寺の本尊・十一面觀音菩薩立像（秘仏。鎌倉時代後期から南北朝時代の作。図7）の脇侍として安置されていたという。<sup>(12)</sup>そして、昭和三十六年（一九六一）から翌三十七年にかけて白石義雄氏により修理され、現在の姿となっ

た。

聖観音菩薩立像と二天王立像は、それより遅れて昭和四十年（一九六五）四月三十日に広島県重要文化財に指定され、昭和四十四年（一九六九）度、同じく白石氏により修理されたようである<sup>(16)</sup>。そして昭和四十七年（一九七二）に収蔵庫が新築され<sup>(17)</sup>、五軀は現在まで伝えられている。

### 三、諸像の特徴と制作年代

#### （一）日光・月光菩薩立像

次に造形上の特徴を頼りに、青目寺諸像の制作年代について、まず日光・月光菩薩立像から検討したい。先述したように諸像の先行研究は図版解説によるものが主であり、制作年代について詳しい検討はなされていない。倉田氏は両像の制作年代を「平安中期」とし、久野氏は十世紀初め頃を想定している<sup>(18)</sup>。また県指定文化財としては「平安時代初期の作品」と紹介されることがある<sup>(20)</sup>。ここであらかじめ本稿筆者の見解を示すと、両像の造形からは平安時代前期、特に九世紀後半頃の特徴を見取することができると考える。

側面観も特徴的で、胸を張って腰を前方に入れて背中を弓なりに反らせ、そして裙は大きく後方になびかせ、頭体を通して前後に大きな動きを示す。こうした側面観に加え、丸顔で切れ長の目鼻立ちをし、背面にやや形式化した平行な衣文を重ねる特徴は、制作年代が九世紀の間で論じられることが多い滋賀・日吉神社千手觀音菩薩立像とかなり近似する<sup>(23)</sup>。以上のように作風の上からは、九世紀半ば頃を中心とした時期に多くの類例を見出すことができる。

その他、両脛には翻波式衣文がはっきりとみられ、それ以外の各部衣文は鋭く刻まれる。胸が張って腰が締まり、腹部に少し弛みをみせ、腰を捻って片膝を少しゆるめて立つ姿には自然な量感と動勢がある。以上のような点も、平安時代前期の像に通有の特徴であるといえよう。

ただ、先に挙げた九世紀半ばの諸作例と比べると、青目寺像は両像とも側面から観ると比較的耳が細く、量感が少ない。また衣文はあまり複雑な動きを見せずに平行に流れる箇所が多く、形式化の傾向がある。これらは時代を下げる要素にも思われ、したがって両像の制作年代は九世紀後半を廻ることはないと考えておきたい。

制作年代については以上であるが、先行研究で指摘されている二点について、改めて検討しておきたい。まず両像の一具性についてである。両像は像高や構造に大きく、面奥があり、面長はあまり長くない点に特徴が見出せる。こうした顔立ちの類例としては、八五〇年代に同寺の伽藍が整備された時期の作と考えられている京都・安祥寺五智如来坐像や、それと近似する作風を示し同時期の作とされる大阪・觀心寺の仏眼仏母如来坐像（伝弥勒菩薩）・弥勒如来坐像（伝宝生如來）<sup>(21)</sup>が挙げられるよう。

また頭体のバランスを見たとき、頭部が大きめで体部が小さめの少しづんぐりした体軀に特徴がある。こうした点も、九世紀半ばの作とされる滋賀・園城寺藏（もと同寺別所の尾藏寺伝来）十一面觀音菩薩立像などを類例として挙げることができ

る。

先述の通り原青目寺には多数の堂宇が建立されていたとみられることから、元来はそれぞれ別の本尊像の脇侍像であった可能性も無くはない。ただ、一具の脇侍像であっても、細部表現や若干の作風を異にするのは有り得る現象であろう。平安時

代前期の作例を挙げれば、京都・醍醐寺薬師三尊像（もと上醍醐薬師堂安置）の両脇侍像は条帛の端の胸前におけるくぐらせ方を異にするし、兵庫・圓教寺講堂釈迦三尊像の両脇侍像や山口・国分寺薬師三尊像の両脇侍像などは、それぞれ裙の折り返しの形状を異にする。また一具でありつつ作風を若干異にすることも、福島・勝常寺の四天王立像など地方においては例がある。青目寺の日光・月光菩薩立像についても、元来一具であったとみて良いのではなかろうか。

もう一点、両像が単なる木彫像ではなく、木心乾漆造ないし乾漆技法を併用しているかのような見解が古くから示されている。<sup>(25)</sup> しかしながらこの見解は妥当とは思えない。周知の通り木心乾漆造とは、像の概形を彫刻した木彫を心とし、これに木戻漆などでモデリングする技法を指すべきであろうが、両像表面の鋲漆下地は比較的厚めに施されているものの、それや木戻漆を使って造形の細部を塑形している部分は見出せず、木心乾漆造とも一木造の乾漆併用像とも言い難い。両像表面の鋲漆は通常の木造・漆箔仕上げの下地としての範疇を出ないと思われる。

なお、先述している通り両像はいま日光・月光菩薩像と呼称されているが、両像と様式を同じくする中尊となるべき像は現存像の中には認められず、行方は不明である。寛保三年の現在地移転時には既に失われていたのかもしれない。したがって日光・月光菩薩立像の当初の尊名は正確には不明と言わざるを得ず、造形の上からもそれを確定させる決め手はない。

## （二）聖觀音菩薩立像、二天王立像

次に、聖觀音菩薩立像と二天王立像の検討に移りたい。まず聖觀音菩薩立像は、後補の両肩先を除いて制作当初の頭体幹部だけ見れば、面部は平安時代中頃の像のような厳しさや張りを少し残すものの全体に面長であり、また体部を正面から見ると腰高で全体的に細身であり、肉体表現における抑揚は総じて少ない。衣文表現は複雑さを見せずに彫りもそれほど深くなく、形式化して大人しい。腰の捻り、片膝

の弛みもわずかに見せるが、動勢に富むわけではなく姿勢は直立に近い。側面観においても、それなりに体奥はあるものの胸部、腰部、腹部など各部の抑揚はあまりつけず、姿勢にも動きをさほどつけていない。こうした全体に細身で動きが少なく、大人しい表現は、日光・月光菩薩立像と大きく異なる。本像の制作年代は平安時代後期、概ね十一世紀の間と見ておきたい。髪や着衣など各部形状、温和ながら少し厳しさも残した表情、それに細身な体躯のバランスなどが近い例を基準作例から考えて挙げるならば、治暦二年（一〇六六）頃の作とされる奈良・靈山寺薬師三尊像の脇侍像があるだろう。

二天王立像も同様に、全体に細身の体躯で、天王像でありながら表情はあまり激しくなく、後補の両肩先を除けば体勢もまた大人しい。注目すべきは、二天王立像と聖觀音菩薩立像とがほぼ同時、同工の作とみられることがある。このことは既に関根龍雄氏が言及しているものの、その根拠については詳しく述べられていない。<sup>(27)</sup> 改めて本稿筆者が考える根拠を示しておくと、まず髪や耳の形状が二天王立像と聖觀音菩薩立像とで酷似する点がある（図8）。いずれも髪は垂髪で、上元結を無文帶一条、下元結も無文帶一条とし、頂部に橢円形の髪束一束をあらわし、その下に左右各一、背面に一の計五束、輪状の髪束を垂らしている。また耳の形状は、耳輪の内側について見ると、耳の付け根にあたる部分に左側面から見て「3」の字を長細くした形状の彫刻を施し、他は明瞭に彫刻していない点で共通する。

さらに両像は構造や用材も類似している。構造については、頭体幹部材の背面から縦長の方形の内割りをする点で共通し、どちらもやや目の粗い、似通った針葉樹を用材としている。また、移動のために持ち上げた際には、どちらも像高の割にはかなり軽く感じ、内割りが無いとはいえ像高が小さい日光・月光菩薩立像の方が明らかに重く感じた。<sup>(28)</sup>

以上より、聖觀音菩薩立像と二天王立像は、日光・月光菩薩立像より時代が降った平安時代後期、十一世紀頃の作であり、かつ、作風や構造からみて、ほぼ同時、

同工の作であると結論できる。<sup>(29)</sup>

なお、聖観音菩薩立像と二天王立像もまた、両肩先と持物が後補であるため当初の尊格は正確には不明である。聖観音菩薩立像には頭上面や脇手を備えたような痕跡は無いので、何らかの脇侍像の一軀であったか、あるいは元来、独尊の觀音菩薩立像だったかもしれない。二天王立像は四天王像のうち二軀が残った可能性もあるが、平安時代には元来二尊一具である二天王像も各地で造像されており、そうした作例の可能性もあるだろう。

### (三) 諸像の制作年代と寺史との整合性

以上のように、作風から日光・月光菩薩立像は平安時代前期、九世紀後半頃の作、聖観音菩薩立像と二天王立像は平安時代後期、十一世紀頃の作と考えられる。このようにして諸像の制作年代を推定したとき、興味深いのは、寺史と諸像の制作年代との間にいくつかの整合性が認められることである。

先述した縁起類によれば、原青目寺は、弘仁四年（八一三）に青目上人によって草庵が開かれたのち、延喜三年（九〇三）に堂塔が多数建立されたという。そして天慶七年（九四四）に火災で多くが焼失したものの、長久四年（一〇四三）に再建されたという。

こうした寺伝と照らし合せたとき、日光・月光菩薩立像は延喜三年の伽藍整備時あたりに造像されたものと考えられ、聖観音菩薩立像と二天王立像の制作年代は長久四年の再興時に求められるのではないだろうか。もちろんこれは後世の寺伝による理解に過ぎないのであるが、少なくとも諸像の様式上の年代観と大きく矛盾するものではない。あまりにも具体的な年代を示すこの寺伝は、実は案外、事実に則しているのではないか。そして制作年代や作風を異にする諸像を今に伝える現青目寺の状況は、寛保三年に諸堂宇に残された仏像を中腹の一堂に集約したとする寺伝ともまた矛盾しない。そのように考えれば、いま現青目寺に伝えられている仏

像は、寺伝にあるような青目寺の辿った歴史を正に現代に示している存在だと言えるだろう。

### おわりに

本稿で紹介した青目寺の諸像は、広大な伽藍を有した原青目寺に伝わった多くの仏像の、あくまでも一部とみられる。それでもこれら諸像を通して、原青目寺の性格をどのように考えることが可能であろうか。

まず、日光・月光菩薩立像が当初からこの通りの尊格だとすれば、青目寺の諸堂の主尊の一つに薬師如来像があつたと考えられる。また、現青目寺の本尊・十一面觀音菩薩立像は中世の作だが、確証は無いものの当地古来の十一面觀音信仰を受け継いだ再興像である可能性も考えられるだろう。

かつて久保智康氏は、越前や加賀の山林寺院遺跡の検討を通じ、国府周辺の山林寺院において国域内の疫疾消除などを求めて薬師悔過や十一面悔過が勤修された可能性を指摘した。<sup>(30)</sup> 備後国府を見渡すような山上にある原青目寺もまた、備後国域の平穏や除災を願うために建立されたのではないか。<sup>(31)</sup> そして青目寺の平安期諸像は、国府周辺の山林寺院が遺構や出土遺物によって論じられることが多い中にあって<sup>(32)</sup>、こうした寺院の、しかも国府が機能した時代に造られた彌像の遺例として、全国的にも貴重な存在と位置づけることができるだろう。<sup>(33)</sup>

そもそも古代の山寺は何のために、いつごろ成立しはじめたかということについても未だ議論があり、明確な結論をみていない。<sup>(34)</sup> そのような中で、原青目寺の性格を先述のように見たとき、青目寺の辿った歴史は、この問題にも一つの可能性を与えてくれるようと思われる。

亀ヶ岳にある原青目寺の寺地の一部が、かつては常城であった可能性があることは先に言及した。『続日本紀』にある通りこの常城は養老三年に停止されたが、そ

の理由は当時、既に軍事上の実際の必要性が薄れたためだと考えられている。<sup>(35)</sup> こうした山城の旧地に建立された寺院が先述のような性格を有したとみられるることは興味深い。両者が置かれた亀ヶ岳をめぐって、軍事上の実際の防御から観念上・宗教上の防御へといった、国府の守護という目的の同一性と、その手段の変遷とが認められるからだ。

常城の廃止から原青目寺の成立までどのくらいの空白期間があり、両者の領域がどの程度重複するかについては、本格的な発掘調査を俟つべきであろう。しかしながら少なくとも、備後国府を守護するための寺院を建立するにあたって、亀ヶ岳は、単なる靈山、淨處という以上の由緒を有した土地だった可能性は認められよう。ここに、古代山林寺院の成立事情の一端を垣間見ることができる。

## 注

(1) 県指定文化財としては、現状で向かって右に安置されている像が月光菩薩像、向かって左が日光菩薩像とされ、通例と逆の呼称（呼称を尊重すれば通例と逆の配置）がされている。本稿では差し当たり現状の配置を尊重し、その左右の別で呼称する。

(2) 山上に伽藍が展開する寺院を指すのに相応しい用語として、「山寺」「山林寺院」「山岳寺院」などが議論されているが、現在まで明確な共通理解を得るには至っていないようである。座談会「古代の山寺を考える」久保智康編『日本の古代山寺』高志書院、二〇一六年、二十六～三十頁。以降の本稿では適宜「山寺」や「山林寺院」を用いたが、その意味は特に区別していない。

(3) 青目寺の歴史に関する主な文献は次の通り。

- ・青目寺慶賛会編『青目寺と本山』、岩谷山青目寺、一九五五年
- ・藤木英太郎編『備後名刹 岩谷山 青目寺』、岩谷山青目寺第五十六回開帳法要慶讃会、一九八七年
- ・谷重豊季「平安時代初期の青目寺について—その性格を考えるための覚書—」、「もとやま」第三十一・三十二号、二〇〇四年
- ・久野健・文、田枝幹宏・撮影『続 日本の彫刻 中国』、美術出版社、一九六四年
- ・広島県教育委員会編『広島県文化財解説図録』、広島県文化財協会、一九七九年

・中国新聞社編『広島県大百科事典〈上巻〉』、中国新聞社、一九八一年

・倉田文作「青目寺の諸尊」、「もとやま」第五号、一九八四年（前掲『備後名刹 岩谷山 青目寺』に再録）

・丸山尚一「青目寺の仏像たち」、「もとやま」第十四号、一九八八年

・濱田宣「広島県の仏像」、西川杏太郎監修・齊藤孝編『仏像を旅する 山陽線』至文堂、一九九一年

・広島県立歴史博物館編『広島県の重要文化財 一一 仏像・仏具・刀剣・甲冑・民俗資料一』、広島県立歴史博物館友の会、一九九二年

・濱田宣「日光・月光菩薩立像」「聖觀音立像」「天部立像（二軀）」解説、久野健編『仏像集成』八 日本の仏像（中国・四国・九州）、学生社、一九九七年

・丸山尚一「瀬戸内文化圏の仏たち」、同氏「地方仏を歩く（四）中国 四国 九州編」日本放送出版協会、一〇〇四年（初出は一九九〇年）

・谷重豊季「青目寺仏像と石造物について」、「もとやま」第三十七号、二〇一二年

右記以外にも、本山町郷土史会が発行する郷土史誌『もとやま』誌上には、地元研究者によるものを中心として青目寺に関するさまざまな論考が発表されている。

(4) 実査は、平成二十四年（二〇一二）十二月十七日と平成三十一年（二〇一九）四月六日に行った。

(5) 『西備名区』卷五十一、葦田郡、本山村、「巖屋山青目寺」条（得能正通編『備後叢書』第四卷、東洋書院、一九九〇年、二二〇二～二二〇三頁）、「福山志料」卷二十、蘆田郡、本山村、「青目寺」条（福山志料（復刻版））、「福山志料」刊行会、一九六八年、二十七～二十八頁）。

(6) 藤木英太郎「青目寺史料の解説と全文（第一回）」「建仁三年岩谷山青目寺再建縁起」、「もとやま」創刊号、一九八一年、十八～十九頁。ただし藤木氏は建仁三年成立という点に疑問を呈している。これに依れば青目寺の来歴についての記載は次の通り（正字、異体字は適宜常用漢字に改めた。以下も同じ）。

「抑青目寺者、郡県成治之日。置序事於本郡。國守交莅。葦田鄉榮。時維人皇第五十一代嵯峨帝之御宇弘仁四年矣已。青目上人之開基矣。（中略）於此倣近江國比叡山延暦寺鎮護王城艮位之例、山上開創草庵称青目寺。（中略）人皇第六十代醍醐帝御宇延喜三年勅願所、東、西、北、奥之坊宝塔數多建立。殿堂累甍整然、爰以修驗碩德之高僧雲集弥々赴繁盛。山腹字坂本辺、法伝、正林、峰坊、坂本、小野寺等凡數十一箇寺矣。雖然天慶七年秋起不慮大火。山頂諸堂宇帰一時灰燼。靈宝亦悉皆滅却。諸僧茫然不知所為。」

斯人皇第六十九代後朱雀院、長久四癸未年再造宮。幾何不經亦被災火炎上。(後略)」

(7) 藤木英太郎「青目寺史料の解説と全文(第三回)『寛保三年岩谷山青目寺由緒録』」、『もとやま』第三号、一九八三年、三十六～三十七頁。これに依れば青目寺の来歴についての記載は次の通り。

「人皇第五十二代嵯峨帝ノ御宇弘仁四癸巳年、近江国比叡山延暦寺ノ王城良位ニ建立シ給フニ倣ヒ、備後國府ノ序ノ良位、本山岩谷山ノ峻嶺秀靈ノ氣満チ、天然ノ清泉ヲ湛フル六根清淨ノ地ニ青目上人巡錫シ、小字ヲ勧進シテ、岩谷山青目寺ヲ開基セラル。

(中略)此ノ寺靈德驗ナルタメナラン、人皇第六十代醍醐帝延喜三年、東・西・北・奥の坊等諸堂宇再建セラレ、規模整然トセリ。其後繁栄シテ字坂本ノ辺ニ、法伝坊・正林坊・峰ノ坊・坂本・小野寺等凡テ十一箇寺アリタリト伝フ。

然ルニ天慶七年秋、大火起り山上ノ伽藍全ヶ灰燼ニ帰ス。斯くて人皇第六十九代後朱雀院長久四年、再び當マレタルモ亦々炎上ノ厄ニ遭フ。(中略)

然ルニ星霜移リ何時ノ頃ヨリカ、天台宗ヨリ真言宗トナリ、慶長年中福島太夫ノ寺領取上ニヨリ諸寺荒廢セシカバ、里人諸堂宇ノ仏像ヲ中腹ノ一寺ヲ修築シテ之ニ安置ス。時桜町帝ノ御宇寛保三年ナリ。(後略)」

(8) 広島県立府中高等学校生徒会地歴部編『青目寺跡の調査報告』、広島県立府中高等学校生徒会、一九六八年。

(9) 以上の近年の成果については、府中市教育委員会編『府中市内遺跡 八』(府中市埋蔵文化財調査報告第十六冊)、同会、二〇〇四年を参照。

(10) 広島県立府中高等学校地歴部編『奈良時代山城の研究』、広島県立府中高等学校生徒会、一九六八年所収の『備後常城の調査』(日本考古学協会第十回総会研究発表要旨、一九五二年)、七頁、脇坂光彦「備後國府成立の考古学的背景」、『芸備』第十二集、一九八二年、二十一～二十二頁。なお、前者では常城に関わるとする遺構も紹介されるが、脇坂氏はそこで挙げられた遺構は常城に結びつけられないとして否定する。

(11) 蘆品郡自治会編『蘆品郡志』、東洋書院、三版發行一九九二年、二三九頁(初版は一九二五年)。

(12) 前掲注3『青目寺と本山』、九頁。

(13) 倉田文作「青目寺の諸尊」、前掲注3『備後名刹 岩谷山 青目寺』、一九八七年、六十三頁。「青目寺に詣でたのはつい分以前のこと」とされ、文末に「昭和四十七年十月記」と記される。なお、この文章は『もとやま』第五号にも収録され、元は「青目寺報」に掲載された文章の再録である旨が編者により注記されている。『もとやま』第五号、五頁。昭和三十年以前に調査し価値を見出した「専門家」は倉田氏の可能性

がある。

久野健氏も比較的早い段階で青目寺像を紹介しているが(前掲注3久野氏著書『続日本の彫刻 中国』、一九六四年)、久野氏が初めて青目寺像に接したのは県文化財指定後の昭和三十六年(一九六一)八月頃のようである。久野健「仏像の旅」、『広島県文化財ニュース』第十二号、一九六一年(発行は九月三十日付)、八頁に、明記されないもののそれを示唆する記述がある。

(14) 名和栄次「府中の文化財」、『広島県文化財ニュース』第一一十七号、一九六五年、十三頁。

(15) 『広島県文化財ニュース』第十三号、一九六二年、十四頁、前掲注3『備後名刹 岩谷山 青目寺』、六十七頁。

(16) 『広島県文化財ニュース』第四十四号、一九七〇年、二十九頁。同書に修理者に関する記述は無いが、昭和四十三年(一九六八)に白石氏により作成された三軸の修理設計書が別に存在する。

(17) 前掲注3『備後名刹 岩谷山 青目寺』、六十五頁。

(18) 前掲注3倉田氏解説、「もとやま」第五号、五頁、前掲注3『備後名刹 岩谷山 青目寺』、六十四頁。

(19) 前掲注3久野氏著書、四十一頁。

(20) 前掲注3『広島県文化財解説図録』、二〇六頁。

(21) 岩佐光晴『日本の美術 第四五七号 平安時代前期の彫刻 一木彫の展開』、至文堂、二〇〇四年、六十九～七十二頁など参照。

(22) 松浦正昭「十一面觀音立像」解説、奈良国立博物館編『檀像 白檀仏から日本の木彫仏へ』図録、同館、一九九一年、八十一頁など。

(23) 高梨純次「長浜市高月町・日吉神社木造千手觀音立像をめぐって」、同氏『近江の古像』、思文閣出版、二〇一四年(初出は二〇〇二年)、八十四～八十五頁では研究史において同像の制作年代が九世紀の間を中心にして議論されてきたことが紹介される。高梨氏は同像に奈良時代末期の木心乾漆像との親近性を看取り、同像の制作年代を八世紀最末期から九世紀初期と位置づける。前掲高梨氏著書、九十四頁。

(24) 前掲注3倉田氏解説、「もとやま」第五号、五頁、前掲注3『備後名刹 岩谷山 青目寺』、六十四頁。

(25) 前掲注3『青目寺と本山』、九頁、『広島県文化財解説図録』、二〇六頁、『備後名刹 岩谷山 青目寺』、六十六頁など。

(26) 西川杏太郎「一本造と寄木造」、同氏『日本彫刻史論叢』、中央公論美術出版、二〇〇五年、五頁。

○〇〇年、三一六頁（初出は一九八三年）など参照。

(27) 関根龍雄「仏像をたずねて」『広島県文化財ニュース』第二十五号、一九六五年、四一五頁。同書の刊行は三月三十一日付。これによれば、当時広島県文化財専門委員会を務める関根氏は同年二月に青目寺諸像の調査を行ったといい、これを契機として同年四月の聖観音菩薩立像および二天王立像の県文化財指定に至ったようである。

(28) 以上の重量の差異から類推すれば、日光・月光菩薩立像はカヤ、聖観音菩薩立像と二天王立像はヒノキなどを用いているのではないかと思われたが、樹種の確定については科学的な判断を俟つべきと考える。

(29) なお先行研究においては、二天王立像と日光・月光菩薩立像とを同時期の作としたり（前掲注<sup>3</sup>倉田氏解説、『もとやま』第五号、五頁、前掲注<sup>3</sup>『備後名刹 岩谷山

青目寺』、六十四頁）、聖観音菩薩立像や二天王立像も平安時代初期の作とする文献もあるが（『広島県文化財解説図録』、二〇七～二〇八頁など）、以上の理由により本稿筆者はこれに与しない。

(30) 久保智康「国府をめぐる山林寺院の展開—越前・加賀の場合」、『朝日百科 日本の国宝別冊 国宝と歴史の旅』三号、一九九九年、三十一頁。

(31) 原青目寺を備後国府に付属することについては、既に前掲注<sup>3</sup>谷重氏「平安時代初期の青目寺について」、一二十頁で言及されている。

(32) 国府周辺の山林寺院については前掲注<sup>3</sup>久保氏論文のほか、望月精司「加賀国府周辺の古代山林寺院（石川県）」、『仏教芸術』三一五号、毎日新聞社、二〇一一年など

がある。なお、類似した観点から国分寺と対応関係にある古代山林寺院についても豊富な議論があるが（上原真人「古代の平地寺院と山林寺院」、『仏教芸術』二六五号、毎日新聞社、二〇〇二年など）、広島県福山市神辺町の備後国分寺比定地は備後国府

から東に十五キロメートルほど離れた場所であり、したがって青目寺については国分寺ではなくあくまで国府との対応関係を考えるべきであろう。

(33) かつて本稿筆者は広島県福山市・田邊寺の毘沙門天立像について、平安時代に備後国府の外港を守護する意味を有していた可能性を論じた。備後国府に關係する平安時代彫刻の類例として、併せて参考されたい。濱田恒志「広島・田邊寺の毘沙門天立像について—古代の津と仏像—」、『古代文化研究』第二十六号、二〇一八年。

(34) 前掲注<sup>2</sup>座談会「古代の山寺を考える」、二十九～三十八頁。

(35) 豊元国「備後常城の話」、『芸備地方史研究』No.14（第三卷第五号）、一九五五年、十一頁。前掲注<sup>10</sup>『奈良時代山城の研究』に再録。

#### 図版の出典

図6は国土地理院発行五万分一地形図「府中」に加筆。他は本稿筆者撮影。

#### 付記

本稿の第一章は本稿筆者による一〇一二年と一〇一九年の実査に基づき、第二章以降は第十五回ふちゅう歴史フォーラム「平安の祈りと美—備後国府の仏像・神像—」（府中市教育委員会主催、於府中市生涯学習センター、二〇一八年三月十一日）の内容と講座資料の一部を再構成・加筆修正したものである。

この間、青目寺兼務住職の土井寛淳氏、有永幸則氏をはじめとする青目寺総代会の皆様、府中市教育委員会、府中市歴史民俗資料館、中田利枝子氏（岡山県立博物館・当時）、佐伯匡芳氏（広島県教育委員会）から貴重な御教示・御協力を賜った。末筆ながらここに記して深く御礼申し上げます。

なお本稿は、公益財団法人高梨学術奨励基金の令和元年度若手研究助成による成果の一部を反映しています。

なお本稿は、公益財団法人高梨学術奨励基金の令和元年度若手研究助成による成果の一部を反映しています。



図1－1 日光・月光菩薩立像（左脇侍像） 広島・青目寺



図1－3 同 右斜側面



図1－2 同 左斜側面



図1－5 同 頭部正面



図1－4 同 背面



図2－1 日光・月光菩薩立像（右脇侍像） 広島・青目寺



図2-3 同 右側面



図2-2 同 左斜側面



図2-5 同 頭部正面



図2-4 同 背面



図3-2 同 左側面



図3-1 聖觀音菩薩立像 広島・青目寺



図3-4 同 頭部正面



図3-3 同 背面



図4-2 同 左側面



図4-1 二天王立像（伝持国天） 広島・青目寺



図4-4 同 背面



図4-3 同 右斜側面



図5-2 同 左側面



図5-1 二天王立像（伝多聞天） 広島・青目寺



図5-4 同 背面



図5-3 同 左斜側面



図7 十一面観音菩薩立像 広島・青目寺



図6 青目寺周辺地図 ①青目寺跡（原青目寺）  
②現青目寺 ③備後国府跡（府中市元町）



図8-3 二天王立像（伝多聞天）頭部左側面 広島・青目寺



図8-2 二天王立像（伝持国天）頭部左側面 広島・青目寺



図8-1 聖観音菩薩立像  
頭部左側面 広島・青目寺

